３．［３］⑹①イのうち、「④イの各項に定める周遊エリア内を通行（ただし、周遊エリア内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社及び兵庫県道路公社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限るものとし、当該申込時に指定した利用可能日数及び連続する利用期間内の通行に対して、本割引を適用する。）」を「④イの各項に定める周遊エリア内を通行（ただし、周遊エリア内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（西日本高速道路株式会社、京都府道路公社及び兵庫県道路公社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限るものとし、当該申込時に指定した利用可能日数及び連続する利用期間内の通行に対して、本割引を適用する。）」に改める。

３．［３］⑹④イ㈠の表を次のとおり改める。

㈠　京都・兵庫乗り放題プラン

路線名	対象区間
中央自動車道西宮線	八日市インターチェンジから西宮インターチェンジまで
近畿自動車道名古屋神戸線	甲賀土山インターチェンジから大津ジャンクションまで、高槻ジャンクション（新名神）から神戸ジャンクションまで、草津ジャンクションから大津ジャンクションまで及び高槻ジャンクション（新名神）から高槻ジャンクション（名神）まで（令和５年12月31日まで適用する。）
	甲賀土山インターチェンジから大津ジャンクションまで、城陽インターチェンジから八幡京田辺インターチェンジまで、高槻ジャンクション（新名神）から神戸ジャンクションまで、草津ジャンクションから大津ジャンクションまで及び高槻ジャンクション（新名神）から高槻ジャンクション（名神）まで（令和６年１月１日から適用する。）
近畿自動車道敦賀線	吉川ジャンクションから小浜インターチェンジまで
中国縦貫自動車道	吹田ジャンクションから佐用インターチェンジまで
山陽自動車道吹田山口線	神戸ジャンクションから備前インターチェンジまで
中国横断自動車道姫路鳥取線	全区間
京滋バイパス	全区間
油小路線	全区間
第二京阪道路	起点から久御山ジャンクションまで（令和５年12月31日まで適用する。）
	全区間（令和６年１月１日から適用する。）
京奈道路	全区間（令和６年１月１日から適用する。）
京都縦貫自動車道	全区間
京都府道路公社が管理する山陰近畿自動車道	全区間（ただし、京丹後大宮インターチェンジから大宮峰山インターチェンジまでの区間については、当該区間の供用開始の日から適用する。）（令和７年４月１日から適用する。）
兵庫県道路公社が管理する播但連絡道路	全区間
兵庫県道路公社が管理する遠阪トンネル	全区間

３．［３］⑽①のうち、「④イ㈠に定める周遊エリア内を通行（ただし、周遊エリア内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（中日本高速道路株式会社及び西日本高速道路株式会社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限るものとし、当該申込時に指定した利用可能日数及び連続する利用期間内の通行に対して、本割引を適用する。）」を「④イ㈠に定める周遊エリア内を通行（ただし、周遊エリア内のインターチェンジを流入又は流出する場合に限る。）するＥＴＣ車（ＥＴＣコーポレートカードを使用して通行料金の納付を行おうとする利用者の自動車を除く。）のうち軽自動車等及び普通車（中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社及び京都府道路公社が別に定めるところにより、本割引の適用を受けるための西日本高速道路株式会社への申込みがなされている場合に限るものとし、当該申込時に指定した利用可能日数及び連続する利用期間内の通行に対して、本割引を適用する。）」に改める。

３．［３］⑽④イ㈠の表を次のとおり改める。

㈠　京都・若狭路・びわ湖エリア

路線名	対象区間
中央自動車道西宮線	米原ジャンクションから西宮インターチェンジまで
北陸自動車道	敦賀インターチェンジから米原ジャンクションまで
近畿自動車道名古屋神戸線	甲賀土山インターチェンジから神戸ジャンクションまで、草津ジャンクションから大津ジャンクションまで及び高槻ジャンクション（新名神）から高槻ジャンクション（名神）まで（ただし、大津ジャンクションから城陽インターチェンジまで及び八幡京田辺インターチェンジから高槻ジャンクション（新名神）までの区間については、当該区間の供用開始の日から適用する。）
近畿自動車道敦賀線	全区間
中国縦貫自動車道	吹田ジャンクションから吉川インターチェンジまで
山陽自動車道吹田山口線	神戸ジャンクションから神戸北インターチェンジまで
京滋バイパス	全区間
油小路線	全区間
第二京阪道路	全区間
京奈道路	全区間
京都縦貫自動車道	全区間
京都府道路公社が管理する山陰近畿自動車道	全区間（ただし、京丹後大宮インターチェンジから大宮峰山インターチェンジまでの区間については、当該区間の供用開始の日から適用する。）（令和７年４月１日から適用する。）